

要望書が認められる

要望事項

オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）のストーマ用補装具を「非常災害輸送物資」として指定して下さい

県、障害福祉課を通じて、提出していた要望に対し、この度3月25日付で回答がありました。報告方々記載致します。

回答内容

社団法人 日本オストミー協会
神奈川支部長 新井 貢 殿

神奈川県福祉部障害福祉課長

災害時におけるストーマ用装具の供給について

日頃から障害福祉の推進にご協力をいただきお礼申し上げます。

平成 17 年 2 月 10 日付けで要望のありましたこのことについて、神奈川県と神奈川県医科器械同業組合が締結している「医科器械等の供給に関する協定書」第3条第3項の品目の当該ストーマ用装具を指定し、この旨を市町村に周知いたしましたのでお知らせいたします。

市町村障害福祉主管課長 殿

神奈川県福祉部障害福祉課長

災害時におけるストーマ用装具の供給について (通知)

日頃から障害福祉の推進のご尽力をいただきお礼申し上げます。

この度、災害救助法第23条3項に定める「その他生活必需品」として、ストーマ用装具を、災害時に医科器械等を被災地へ緊急搬送するために県と神奈川県医科器械同業組合が締結している「医科器械等の供給に関する協定書」第3条第3項の品目に指定いたしましたので通知します。

なお、各市町村におかれましては、今後とも防災資機材の備蓄等に当たり、障害者にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

神奈川県医科器械同業組合

理事長 川合 貞義 様

神奈川県衛生部薬務課長

倉若 雅雄

災害時におけるストーマ用装具の供給について (依頼)

常日ごろ、本県の薬務行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、災害時における医科器械等の確保を図るため、平成11年12月から貴組合と(医科器械等の供給に関する協定)を締結しているところですが、今般、社団法人日本オストミー協会神奈川支部長新井貢から、災害時におけるストーマ用装具について、要望書が提出されたことから、県福祉部障害福祉課長から当該協定書に基づく協定書にかんして、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、ストーマ用装具を当該協定書に基づき、「供給する医科器械等の範囲」に定め、医科器械と同様に災害時における供給についてご配慮くださるようお願いいたしますとともに、貴会会員へ周知くださるようお願いいたします。